

令和6年度 第2回災害廃棄物対策東北ブロック協議会 議事録

日時：令和7年1月24日（金） 13:00-17:00

会場：TKP ガーデンシティ仙台 ホール 21C 及びオンライン

（JESC 堀内）

ただいまから令和6年度第2回災害廃棄物対策東北ブロック協議会を開会いたします。

皆様方にはお忙しい中、会場またはオンラインでご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます一般財団法人日本環境衛生センターの堀内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、オンラインでご参加いただいている方へのお願いとなりますが、ご発言されるとき以外はカメラとマイクをミュートで画像はオフにしていただきますようお願いしたいと思います。

それでは環境省東北地方環境事務所のWebで参加されている中島所長よりご挨拶をお願いいたします。

（東北地方環境事務所 中島所長）

皆様こんにちは。東北地方環境事務所長の中島でございます。昨年7月から当事務所に着任したところでございます。構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参加いただきまして感謝申し上げます。

協議会開催にあたり一言挨拶申し上げます。最初に昨年1月、能登半島地震が発生してから1年余りが経過しました。この間、東北ブロックの県、市町村、民間団体の皆様におかれましては、被災地に職員を派遣いただき、公費の解体等で多大なご支援を賜りました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

続きまして、昨年7月には山形県と秋田県で豪雨災害が発生いたしました。発災直後からの速やかな対応含め、関係自治体や民間団体の皆様にご尽力いただき、要した費用についての災害査定を昨年12月に全て終了することができました。皆様のご協力に対しまして、これについても厚く御礼を申し上げます。

最後になりますが、本日は協議会そしてセミナーを通じて、活発なご意見などをいただきまして、是非有意義な時間としていきたいと考えております。特に協議会では来年度の活動運営方針に加えまして、協議会設置要項の改訂やブロック行動計画の改訂についてお諮りすることにしております。

短い時間ではありますけれども、是非活発なご議論を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

（JESC 堀内）

中島所長、大変ありがとうございました。

それでは配付資料及び出席者についてですが、配付資料はお手元、オンラインの方には次第以下配付資料が届いているかと思います。その次第に議事及び配布資料が書かれておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

また本日の構成員及び出席者については、資料 1-2 と資料 1-3 をご参照いただければと存じます。

それではここからの議事進行は吉岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(吉岡会長)

座長をしております吉岡でございます。どうぞご協力のほどお願いいたします。

先ほど中島所長の方からもご挨拶いただいたように、能登の地震災害と豪雨災害が立て続けに昨年起こったわけですけれども、昨年に限らずいろいろ立て続けに起こるのはここ毎年のような状況でございます。

特に今年は阪神淡路の災害からちょうど 30 年というようなこともありますし、1 月 17 日前後にかけましては、改めて災害対応の必要性について、いろんなメディア等含めまして、再度認識をしたといいますか、改めて思い起こされたものだと思います。災害については普段からどのような対応をしておくのか、いざというところで大事だという事は言わずもがな、皆さんもよくご承知いただいているところでございます。そのためにも、普段からこのブロック協議会の中でどのように連携を取っていくのか、あるいはその中でどういう行動を取っていくのかについて是非、活発な意見交換も含めて議論をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

本日の進行でございますけれども、非常に議題が多いということ、この後 15 時からシンポジウムが開催されているということで、少し早めにということで 14 時 50 分終了ということを目処にしておりますが、その間、重要なビデオの紹介などもございますので、50 分よりもちょっと前に締めさせていただいて、次に臨んでいただくということで進めたいと思います。

そのため、まず議題 1 から 7 を通しまして、まず全部の資料について事務局の方からご説明をいただいた後、その後名簿順で自治体構成員の方々からのご意見、ご質問、感想を 3 分ぐらいでそれぞれご発言いただければと思っております。特にご質問いただいた点等についての回答は、最後にまとめて事務局の方から回答させていただくということにしたいと思います。

構成員の方々からのご発言につきましては様々な予定の関係もありますし、最初に秋田市さんの方からご発言いただいたあと、青森県から会津若松市の順で名簿順に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、議題 1 から 7 を通して、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

それでは議題1につきまして、東北地方環境事務所の藤田からご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。災害廃棄物対策東北ブロック協議会設置要項の改訂案でございます。追加したところは赤色で、削除したところは青色で表示してございます。

まず第2条のところですけれども、この後、議題6のところでもご説明しますけれども、この協議会で活動する範囲を東北ブロックに限定しないというふうに変えていきたいと思いますので、そういう趣旨の修正で第2条では「原則として」という言葉を追記しております。

それから第3条も同じような趣旨が（1）から（3）でございまして、東北ブロックといった限定した記述を削除しており、（1）と（3）が重なってしまいますので、（3）を削除しております。

それから、（3）につきまして、今回のような行動計画の改訂も含ませるように追記しております。

それから、第5条の4ですけれども、会長に事故があるときはとありましたので、それ以外の理由もありますので、会長が出席できないというふうに修正してございます。

それから最後の附則のところですけれども、これは本日の日付を入れていたり、書き方の順番を変えているという修正をしております。

それから別紙に移りまして、まずは各自治体の名称変更を反映しております。それから民間事業者団体で電子メールでもご紹介させていただきましたけれども、宮城県以外の産業資源循環協会5団体を追記してございます。簡単ではございますが、私からの説明を終了いたします。

（東北地方環境事務所 佐藤係長）

東北地方環境事務所資源循環課の佐藤でございます。

はじめに、能登半島地震に伴います災害廃棄物処理に当たりましては、本日ご出席の皆様をはじめ、東北ブロックの自治体や民間団体の皆様に様々なご支援をいただきました。改めて御礼申し上げたいと存じます。

能登半島地震から1年を経過いたしましたが、私からは現在の災害廃棄物処理の状況につきまして、資料2に基づきご説明をさせていただきます。

はじめに住家の被害状況でございます。昨年12月末時点におきましては、住家の被害が約15万棟弱となっておりまして、そのうち全壊と半壊を合わせた被害が約3万棟となっております。

次に災害廃棄物処理に関わる支援体制についてです。資料の左側は環境省の職員による取り組みを示しております、これまで延べ7000人日の職員を被害の大きかった自治体に派遣し、現場の状況確認や必要な助言等を行っております。右側の3つは自治体や関係団体より被災自治体へ専門家や職員を派遣いただき、支援に当たっていただいたものでございます。支援の実績につきましては、次のスライドをご覧ください。

はじめに、D.waste-Net 災害廃棄物処理支援ネットワークによる支援につきましては、前のスライドに記載している団体の構成員である自治体や事業者の皆様から専門家を派遣いただいたり、廃棄物の収集運搬の支援をいただいたところでございます。また、人材バンクにつきましては、登録いただいている自治体の支援員等を被災自治体に派遣いただいておりまして、東北管内からは 10 自治体より派遣いただいている。応援職員・短期派遣につきましては、資料に記載の被災自治体へ東北の各自治体から、延べ 314 人日の職員を派遣いただいております。

最後に災害廃棄物の処理、特に公費解体の進捗状況についてです。石川県内の 12 月末までの解体棟数は、14,152 棟となっておりまして、これは石川県の計画の約 43.7%、申請棟数の約 40.6% となってございます。資料に記載しております公費解体に関わる各種取り組みの強化によりまして、目標を上回る進捗状況となっております。今年 10 月の公費解体完了に向けて、また災害廃棄物の広域処理の拡充など、令和 7 年度中の災害廃棄物の処理完了に向けて取り組みを進めている状況にございます。私からの説明は以上でございます。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

引き続きまして、資料 3-1 でございます。今年度の東北ブロックにおける災害についてご紹介いたします。

令和 6 年の災害により、災害報告書を提出した市町村等ということで皆さんご承知のとおり、令和 6 年 7 月 25 日から山形県と秋田県で水害が発生をいたしまして、山形県におかれましては、酒田市、新庄市、尾花沢市、最上町、舟形町、鮎川村、戸沢村、庄内町、遊佐町、最上広域市町村圏事務組合、酒田地区広域行政組合で災害報告書を提出しております。

また、秋田県におかれましては、由利本荘市、にかほ市、湯沢市、大仙市から災害報告書の提出がございました。先ほど所長の中島からも冒頭の挨拶で触れましたけれども、おかげさまをもちまして昨年 12 月までにこうした市町村の災害査定が終了したところでございます。皆様のご協力に感謝いたします。

(山形県 門脇氏)

続きまして、山形県庁循環型社会推進課の門脇です。私からは山形県における令和 6 年梅雨前線豪雨等による災害の対応の振り返りと課題について説明させていただきます。

まず山形県内での被害状況について、豪雨の状況としては 7 月 24 日の午前中から 26 日の午前中にかけて、県内の広い範囲で大雨となりました。山形県内では 28 の観測地点があるんですけども、この右側の山形県の地図の赤枠で囲んだ 24 の観測地点で最大 24 時間の雨量が 80 ミリ以上でした。その中でも一番多かったのが①新庄②差首鍋③瀬見ということで、主に最上地区で多くの雨が降った感じになりました。

人的被害・建物被害ですけれども、まず人的被害については死者 3 名、軽傷者 4 名の合計 7 人です。建物被害では、まず住家ですけれども県内の 17 市町村で合計 1,779 棟の被害

がありました。内訳は記載したとおりです。また非住家については県内の16市町村で合計786棟の浸水被害がありました。

災害廃棄物の発生状況ですけれども、山形県全域における災害廃棄物の発生総量の推計値としては約16,892トンになっています。これは災害報告書を出していないところも含んでおりますので、このうち災害等廃棄物処理事業分としては約16,783トン、事業費の見込み額としては9億2,200万円になっています。

(2) 公費解体の棟数については、合計5市町村で、92棟公費解体を実施する予定です。酒田市で50棟、新庄市で1棟、尾花沢市で1棟、舟形町で3棟、鮎川村で37棟を予定。公費解体補助対象になるのは全壊家屋だけですけれども、鮎川村では半壊の家屋についても村の判断で公費解体を実施しました。

災害廃棄物の発生状況の仮置場の設置状況ですけれど、県内8市町村で合計17箇所に設置されました。

対応の振り返りですけれども、まず他機関との連携ということで、酒田市、遊佐町、鮎川村から県に「地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づく要請がありまして、これに基づいて山形県産業資源循環協会に対して、災害廃棄物の収集運搬や処分の協力を要請しました。また、鮎川村から県に「地震等大規模災害における建築物等解体撤去等に関する協定」に基づく要請により、山形県解体工事業協会に対して被災した建築物の解体撤去の協力を要請しました。また、鮎川村では人材バンクを活用して、練馬区の職員の方と仙台市役所の職員の方から、公費解体の積算や公費解体の受付業務についてサポートをいただきました。

円滑に対応できた点ですけれども、まず1つ目として、山形県では令和4年度から県が市町村向けに災害廃棄物の仮置場設置訓練を実施してきました。これにより被災した市町村においては迅速に仮置場が設置されたものと思っております。

2つ目ですけれども、発災直後に環境省から災害廃棄物の分別徹底等に関する通知など多数の通知が送られてはきたんですけども、市町村担当者は正直現場対応でおそらく忙しいかなと、その通知を最初から最後のページまでずっと読むことはできないだろうなと思ったので、私の方で通知をメールの本文に要約をして、対応のポイントを抜粋したものを本文に書いた上で送付して、少しでも現場の市町村担当の人が動きやすいようにフォローしました。

3つ目としては、浸水被害にあった家電4品目の指定引取場所への持ち込みの可否の判断で困っている市町村に対して、家電製品協会から入手した写真付きの解説資料を配布しました。こちらについても実際に市町村の方から指定引取り場所に持ち込んだけれども、受け取りを拒否されたという事例があって、どういったものが受け取りしてもらえるんですかということで、私の方で家電製品協会の方にも掛け合って、この解説資料をもらったところです。また、この資料の提供だけではなく、実際にその協会を通じて持ち込みの可否について判断してくださる事業者の方が市町村に実際に入って分別・持ち込み可否の判断のサポートをできるように調整はしたんですけども、実際にはこのサポートについては活用されませんでした。

4つ目として、被災自治体からの相談は結構同じようなものが多くだったので、私の方で分からなければ東北地方環境事務所の方に質問はしていたんですけども、その質問内容をすべての疑義照会・回答をまとめた資料を作成して、同じような質問があった際には円滑に回答できるようにしました。なお、今回作成したこの資料については一般的なことも含まれていますので、今後災害があった時にも活用できるものと考えています。

対応を振り返ってみての課題ですけれども、まず1つ目として、災害廃棄物の仮置場の設置場所について、市町村では災害廃棄物の処理計画を策定してまして、その中には仮置場の候補場所が盛り込まれているところもあります。しかし、実際に使うとなったときにその候補地の場所が水害によって浸水して実際には使えなかったということがありました。

今後の対応としては、今回の災害の経験から仮置場の候補地を見直す必要があると考えられました。実際に他にもその土地を使うことになった場合、どこの担当か、県の担当なのか、それとも市の担当なのか、担当部署はどこなのかが実際にわからないかなというところもあったので、例えば担当部署を定期的に確認したり、その候補地が本当に使える場所なのか、宅地・住宅予定地になっていないかなど、日頃から仮置場として使えるかどうかというのを担当者がアンテナを張っている必要があるのかなと感じたところです。

災害廃棄物の処分の受け入れについてですが、災害廃棄物の受け入れ先である一部事務組合では、分別不十分な災害廃棄物の受け入れによって処理施設が停止することを防ぐため、普段通りの分別の徹底を求めていました。しかし、仮置場を設置している市町村では、この一部事務組合が求める分別ができなかつたことから、災害廃棄物の処分を民間業者にお願いしたことがありました。一部事務組合の処理能力としては十分だったのですが、分別が徹底されていなかつたことによって受け入れができなかつたという事例がありました。

今後の対応としては、一部事務組合では災害の時にどのようなものをどの程度の分別なら受け入れできるのかということを、市町村と一部事務組合がすり合わせをする必要があるのではないかと考えられました。また発災後、災害廃棄物の処分を円滑に進められるよう、平時から市町村と民間業者が関係性を構築する必要があると考えられます。

最後なんですかけれども、公費解体の制度設計について、特に町や村、土木職や建築職が少ない、もしくはいない自治体の場合は、公費解体の制度設計や積算に苦慮していたという印象を受けます。今後の対応としては、県職員や人材バンクから積算業務に慣れた土木職や建築職を、こういった公費解体の積算などで苦労している自治体に派遣する必要があるのではないかと考えました。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

資料の4-1と4-2をご覧ください。まず資料4-1でございますけれどもご覧のとおり、東北6県の災害廃棄物処理計画の策定率は、令和5年3月末現在で67%ということで、北海道について低い状況となっています。全国平均は80%となっております。

山形県、秋田県は100%達成しておりますけども、山形県、秋田県におかれましては、約3年間という比較的長い期間をかけて県主導で、県内の市町村に対する災害廃棄物処理計画についての研修会や計画策定事業を展開して、全ての市町村が計画策定に至るまで支援したということで、こうした取り組みが100%の策定につながったものと評価しております。

これに対しまして他の4県につきましては、我々の災害廃棄物処理計画策定事業費補助金や、国のモデル事業などを活用するなどして市町村を支援しております。策定率は低い状況でございますけども、資料にはございませんが、私の方で策定に向けて取り組んでいる市町村について県の方に照会をかけた結果、現在策定中の市町村を含めますと、東北6県の災害廃棄物処理計画の策定率は79%となっておりますので、着実に策定率が上がっていると評価できると思います。

資料の4-2でございますけども、令和6年度の災害廃棄物処理計画策定事業費補助金の活用状況でございますが、今年度は青森県のおいらせ町、五戸町、宮城県の松島町、福島県の矢祭町が策定に向けて取り組んでいただいているところです。この補助金は、令和6年度で終了する予定です。後ほど7-1で触れますけれど、令和7年度から災害廃棄物処理計画策定率向上及び実効性確保のモデル事業を展開する予定となっておりますので、未策定のところですとか、あるいは実効性を確保したいといった市町村があれば、当事務所にお寄せいただきたいと思います。以上でございます。

(JESC 堀内)

続きまして資料5-1と5-2について私から端的にご説明いたします。詳細は書いてあるとおりということで受け止めていただければと思いますが、資料5-1の方は、今年度の人材育成事業の報告でございます。

基本的には各県で1回ないし2回、各県のご希望を伺いながら内容を組み立てたというところでございます。各県におかれましては独自の研修をされて、それと組み合わせて、相乗的な人材育成効果を高めるというような取り組みをされている県も多くございました。今のところ岩手県での残り1回を除き、実施済みという状況でございます。

まず青森県については、8月23日に掲載のとおりの講義を行ったところでございます。続いて岩手県では、1回目が11月7日に講義を行い、1月29日、来週にワークショップを行うということになっております。宮城県では、8月30日にワークショップを行ったところでございます。秋田県では、第1回目を7月18日に講義を行い、11月25日にワークショップを行ったところでございます。山形県では、8月26日に第1回目の講義を行いました。10月29日には県独自の仮置場訓練をされたということで、その振り返り・フォローアップの研修を行ったところでございます。福島県におかれましては、7月30日に講義、11月5日にワークショップを行ったという内容でございます。以上が5-1でございます。

続いて5-2です。こちらは、今年度仮置場の実地訓練を行いました。環境省東北地方環境事務所と宮城県との共同開催という内容で、10月25日に実施しております。場所は宮

城県の岩沼市で、岩沼市から土地の協力などをいただいて、実施したところでございます。

スライド5を見ていただきますと、まず仮置場の設置訓練です。この5の写真というのは、設置前に記録のための写真を撮っているところです。

実際に設置している風景はスライド7のあたりにありますように、ブルーシートとカラーコーン、バーなどを使って、発災直後に一番簡単に設置できるような仮置場の設置でございます。

その下のスライド8が管理運営訓練ということで、実際に住民役のトラックが入ってきて、それを分別及び荷下ろしの対応をするというような訓練でございました。

その後、スライド10のところを見ていただきますと、もし仮に太陽光パネルが運び込まれた場合、どのように対応するかというような実演訓練なども行いました。例えば発電しないように裏に向けて保管する、そういうことも含めて実演したというようございます。極めて概要ですが、私からは以上でございます。

（東北地方環境事務所 藤田次長）

続きまして議題6の災害廃棄物対策東北ブロック行動計画等の改訂案についてご説明いたします。

（資料6-1）まず表紙を1枚めくっていただいた目次のところで、7ポツ、他ブロックとの連携、ページとしては34ですが、そこを追記したところが大きな変更点でございます。それではその他のところも含めて簡単にご説明いたします。

まず1ページ目は災害状況をアップデートしています。2ページ目は、前回令和4年の改訂の経緯、それから今回の改訂の経緯を追記しています。3ページ目は、先ほど説明がありましたけれども、自治体における行動計画の策定状況をアップデートしております。

それから9ページ目ですが、これは先ほども申し上げましたけれども、行動計画全体にわたって東北ブロックに活動範囲が限定されないような修正をしております。

続きまして34ページ目ですが、ここが追記したところですけれども、他ブロックとの連携というところで、他ブロックとの連携は以下の体制によることを基本とするということで、（1）受援時（2）支援時と書いてございます。

受援時の①としては、受援をするときの東北ブロック内の連携体制としては、もうすでに書かれている5ポツの広域連携の概要、それから6ポツの発災後の広域連携と同様というふうにしております。

それから②他ブロックとの連携体制ですが、東北地方環境事務所が全体調整を行う。他ブロックの支援を要する場合は環境省に報告する。環境本省は当事務所からの報告と他ブロックから収集した支援可能な内容についての報告をもとに調整を行う。決定した支援内容は環境本省から当事務所へ、当事務所から各関係者に伝達するというふうにしております。

(2) 支援時ですが、①東北ブロック内の連携体制として、当事務所が他ブロックに対して支援可能な内容について、関係者の支援内容をまとめて報告していただいて、必要に応じて当事務所が支援チームを設立するというようにしております。

②他ブロックとの連携対策につきましては、受援時の時の逆になりますので詳細は割愛いたします。

それから 35 ページですけれども、能登半島地震の時に総務省スキームとか知事会スキームで支援いただいた件もありましたけれども、そういう支援を妨げるものではないという記載をしております。

それから別の支援スキームというのも、当事務所に報告していただいて支援の重複がないようにするといったことを書いています。これが行動計画本体でございます。

続きまして、6-2 運営マニュアルのところです。いくつかありますが、そのほとんどは災害範囲が東北ブロックに限定されている記載について、そうではないようにしているというところで、それ以外のところにつきましては 7 ページ目の下の方ですが、支援の開始というところで、東北事務所及び被災自治体と調整した集合場所というふうになっていきますけれども、それが環境省本省の可能性もありますのでそれを追記しております。

それから 12 ページ目の上の方ですが、支援チームが発足した場合の派遣予定者の選定要件として、これまで経験したことのある職員を原則としていたが、経験していない職員もあり得るというような含みを盛り込んでおります。私からの説明は以上です。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

引き続きまして資料 7-1、7-2 の、来年度の協議会活動・運営方針についてご説明いたします。

資料 7-1 でございますが、協議会は、第 1 回目が令和 7 年 5 月、第 2 回目が令和 8 年 1 月を予定しております、2 回とも完全オンラインで実施したいと考えております。またセミナーでございますが、本日と同様で、第 2 回協議会と同日に外部の講師の方を招聘して開催をしたいと考えております。

3 番目、人材育成研修でございますが、資料 7-2 に詳しく書いてございますが、去年の秋に各県にアンケートを取りまして、対面またはオンラインで 1 回から 2 回実施する予定でございます。年度初めに詳細を各県と協議させていただきたいと思います。

4 番目の関係団体連絡会、これは来年度初めて取り組む内容になっております。皆さんご承知の方もいらっしゃると思いますが、本年度 6 月に行われた第 1 回協議会におきまして、民間団体の構成員の方より意見をいただきました。それを踏まえまして県の産業資源循環協会や建設業関係団体・解体工事関係団体等の関係団体を交えた連絡会を各県ごとに対面もしくはオンラインで、1 回ずつ開催をさせていただきたいと考えております。アンケートの結果は資料 7-2 でございます。

5 番目ですが、岩手県で仮置場設置運営管理実施訓練を計画しております。今年度宮城県と合同で開催いたしましたが、令和 7 年度は岩手県内の仮置場候補地におきまして、県

市町村職員及び地元関係団体と連携した仮置場の設置、運営管理に係る実地訓練を1回実施する予定でございます。

6番目、半島地域における図上訓練についてです。能登半島地震から1年が経ちましたけれども、半島という地域の特性に伴う課題が浮き彫りになったところでございます。東北管内においてもいくつかの半島地域がございますので、半島地域で地震が発生した場合を想定した図上訓練を、半島地域内の市町村で1回実施するという予定でございます。会場となる県・市町村は今後調整して決定いたします。

7番目、先ほどの資料4-1のところでも触れましたけれども、災害廃棄物処理計画策定・改訂支援業務を実施する予定です。令和5年度、6年度の2年間にわたり実施されました、災害廃棄物処理計画策定事業費補助金による支援に変わりまして、令和7年度は現在未策定の市町村または水害を想定した処理計画についての見直しや強化を求めている市町村を対象に、災害廃棄物処理計画策定・改訂支援業務を実施したいと考えております。支援対象県市町村につきましては、今後調整して決定をいたしたいと思います。

資料7-1の裏面ですが、これは令和7年度の協議会運営スケジュール案でございまして、おおよそのスケジュール感を書いてございます。

資料7につきましては、時間の関係で詳細は割愛させていただきますが、人材育成事業につきましては、その他にも書いてございますように、各県とも近年は仮置場の設置運営訓練など、より実践的な研修をしてほしいというような希望を出してきている県が多いように思います。また、関係団体連絡会でございますが、これは、初めてやるということでございますので、各県からは例えば災害時の応援協定の有効性ですとか、あるいはその協定の中身について、まずはお互いに知ることも大事ではないか、また、宮城県などは、既に類似の事業を展開していますので開催時期や内容につきまして、きちんと精査をしてほしいというような意見が出されております。以上でございます。

(吉岡会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、7つの議事について事務局よりご説明をいただきましたので、まず秋田市から、そのあとは青森県から会津若松市の順番で、各構成員の方々から頂戴したいと思いますが、最初に災害廃棄物対策に係る本年度の各自治体の取り組み結果を口頭で発表いただくとともに、先ほどの事務局説明資料に対する質問や意見があれば、続けて述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その前に、ブロック協議会の設置要項の改訂案ということで出してますが、この中に民間事業者の団体ということで各県の産資協の方々に今回入っていただくということで案を出しておりますので、これについては、お認めいただいたということで話を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは秋田市の方からお願ひいたします。

(秋田市 佐藤氏)

秋田市の佐藤です。秋田市の方から今年度の災害廃棄物に関する取り組みの状況等につい

てご説明させていただきます。

当市ですが、令和5年7月に大雨災害ということで被災をいたしまして、災害廃棄物の処理が令和6年度にも引き続きまして、実施をしていたところでございます。公費解体ですか支援が必要な方の戸別収集を実施しております、戸別収集は令和6年の8月末をもって終了、災害廃棄物の処理事業につきましては、令和6年10月末をもって事業完了ということになります、現在環境省と災害廃棄物処理事業の補助金の最終の調整を行っているところでございます。

それから、被災経験を受けまして、秋田市の方で災害廃棄物処理計画の見直しを今年度進めております。令和5年7月の豪雨災害を受けて課題となった事項について処理計画の記載を見直すということで、素案を作成しております、令和7年3月、今年度末の見直し・改訂を目指して現在最終作業を行っているところでございます。

また、今年度の取り組みといたしましては、県・市町村、25市町村ございますが、その首長で構成される秋田県市町村協働政策会議という会議がございまして、そちらの中で災害廃棄物処理対策事業の強化ということで提案をさせていただきまして、県・市町村とも一緒になって進めていくということでご了承いただいたところでございます。

最後に被災経験に関して講話も行っておりまして、一部研修事業での記載もございましたが、8月末頃に青森市内において、青森県が主催する人材育成事業の研修会において講話させていただいております。また10月下旬に環境省が主催する災害廃棄物対策推進シンポジウムにおいても、被災経験について講話をさせていただいております。今年度の取り組みの状況については以上でございます。

(青森県 中野渡氏)

まず、今年度の県の災害廃棄物対策に関する取り組みですけど、今年初めて仮置場の設置運営訓練を実施しました。ただ天気が悪くて、山形県もかなり雨が降ったと聞いていますんですけども、非常に悪天候で冷たかったんですけども、実際災害というのはこういう悪天候の時に起こることが通常ですので、それを含めての訓練になったのかなと思います。今日参加しています産資協の方や解体業協会に協力をいただきまして八戸市で実施しました。

それから11月と2月になりますけど、やはり地域住民との方との連携とか共通認識が大事だと思いましたので、そういう地域住民を含めた地域ワークショップを実施しております。ここで意見交換をして、弘前市で実施した内容を踏まえて来月八戸市で実施いたします。

今年は幸いに大規模災害はなかったですけれども、ちょうど年末年始にかけて大雪がありましたので、その関係で壊れた住家等がございまして、その関係で災害の補助金が使えないかという問い合わせが今週からきています。また来週あたりに各市町村に聞いてみないと聞いております。なかなか大雪災害で災害補助金を使ったという例が、ここ数年本県ではなかったんですけど、今年の災害というのは、青森県がかなり限定みたいな感じがするため、補助金の申請等について、例えば東北ブロックでございましたでしょうか。数年前に北陸がありましたけれど、一応また会議が終わってからでもご確認いただければと思います。

質問なんですか、災害廃棄物計画の策定の話で、青森県は策定率が低かったんです

けれども、現在は 40 市町村中 30 市町村が作っておりまして、75%となっております。今年作るのがあと 5 市町村ありますので、そうなると 35 市町村ということで、かなり比率が高くなるんですけども、どうしても残るところが出てきますので、それで東北地方環境事務所で国の直接の補助事業に代わる支援をなさるということで、大変期待しているんですけども、これは東北各県で大体何市町村くらいになるのかなという質問です。

県の計画もだんだん古くなってきましたので、秋田市でも改訂を考えているということなんですけれども、水害等を含めた改訂も今後ちょっと見越していくかなければと考えております。

(吉岡会長)

はい、ありがとうございます。

ご質問等につきましては、最後に事務局より回答いたします。

(青森市 吉田氏)

災害廃棄物対策の自治体にとっての状況ということで、こちらは先ほど青森県からお話しいただいたとおりでございます。

事務局から説明いただいた資料について、ご協力いただきたいなというところがありますが、資料の 3-2 山形県の報告資料の中で、対応の振り返りの（2）円滑に対応できた点という箇所の資料になるんですけども、こちらの②番目と④番目のところで、まず②番目のところで環境省からいろいろ通知いただいているところ、なかなか内容をいろいろ読み解くというところが困難というところで、山形県は要約をいただいているというところでしたので、是非こちらの要約とともに共有したいなと思って、もし可能であればそういう情報をいただきたいなと思っております。

④のところで、幸い青森市は災害ということの経験はないんですけども、いろいろと考えさせられる問い合わせや、回答のやり取りといったところを是非参考にしたいと思いますので、そういうまとめた資料についても共有していただければと思います。青森市からは以上です。

(岩手県 本正氏)

取り組み状況ですけれども、まず災害廃棄物の研修の実施状況については、先ほど資料で説明いただいたので割愛させていただきます。

それから市町村の災害廃棄物処理計画については、計画のひな形を市町村に示したり、市町村を訪問して状況を伺ったりして技術的な助言に努めております。目標としては 6 年度中には策定率大体 90%、7 年度には 100%を目指して今進めているところでございます。

最後に、来年度の岩手県での仮置場訓練の実施についてご配慮ありがとうございます。議題については特に意見はございません。

(盛岡市 南幅氏)

盛岡市からは災害廃棄物の対応ということで、8月27日に盛岡市でも大雨の災害がありましたので、時間の都合上簡単ではありますが、その辺について報告させていただきたいなと思います。

8月27日に盛岡市で大雨が発生しまして、その内容につきましては盛岡市のホームページに情報を載せています。その中で、大雨の概要という事でまとめておりますけれど、8月27日は局地的に短時間に大量の降雨がありまして、市内で床上浸水・床下浸水などの住家被害、あとは道路については大雨で川があふれて道路が流されたり橋が流される被害、それから農地につきましては土砂が流入したりといった被害が出ております。

その中で市内でも、特に米内川というところがあるんですけれども、そちらの方でたくさん被害が発生しております、こちらの画面ですが、盛岡市の中心部から東側に山田線というのがありますが、この山田線に沿って米内川という川が流れております、ここの上米内駅のエリアで川が氾濫して被害が大きかったという状況になっております。

そして、環境部の対応としましては、被害世帯から出た廃棄物、こちらの処理施設に持ち込まれた処分手数料の免除の対応をしているほか、あとは、被害世帯から排出される災害廃棄物の対応につきましては、基本的にはごみの量が多くない場合は、平時と同様に通常の集積場所に出すように案内したほか、それが困難な場合は直営による戸別収集により対応しました。

特に被害が多かった地区の災害ごみについては、今ご覧いただいている形で災害廃棄物の臨時集積場所ということで、災害廃棄物の処理計画にあるような広い敷地を確保しての仮置場というものではないんですが、こういう形で臨時の集積場所を設けて対応したところです。こちらの収集も直営で収集ということで対応させていただきました。

こういった対応でおおむね大きな混乱もなく処理がでけて、こちらの臨時集積場所も12月8日で対応を終了したという状況になっております。今後、この対応等についていろいろ検証をして、今後の災害の対応につなげていきたいと思っております。

それから議題への意見について、今回の資料7にありました来年度の協議会活動方針ということで挙げられておりますが、出張が必要なものが結構あったりする場合、来年度の旅費の予算を確保するという都合があって、事前に情報提供いただければありがたいと思います。希望とすれば11月中旬のところで情報をいただけると非常にありがたいと思いますので、この場をお借りしまして、要望させていただきたいと思います。

(一関市 千葉氏)

まず研修会等の参加についてです。先ほど説明にもありましたが、8月1日に岩手県主催の令和6年度災害廃棄物の処理に関する研修会に参加いたしました。また、10月25日の岩沼市での災害廃棄物処理の実地訓練にも参加しております。

11月7日には令和6年度岩手県における災害廃棄物処理に係る人材育成研修会にWebで参加・受講しております。

そして11月28日には全国都市清掃会議の東北地区協議会主催の処理実務研修会に参加しております。今回災害廃棄物についての内容のものでした。

一関市の災害廃棄物処理計画に関連した取り組みについてですが、まず災害廃棄物一次仮置場における分別表示のための看板を作成することとして、令和6年度当初予算で計上済みでしたが、今年度作成予定としておりまして、10月の実地訓練に参加してその分別表示の大切さを実感したことから、その実地訓練の分別表示を参考として15枚の看板を作成いたしました。

最後に災害廃棄物の仮置場候補地の選定です。一関市では市内の11箇所を仮置場の候補地としておりますが、一部適地ではない場所が候補地とされていたことから、市街地の被災に備えスポーツ施設の駐車場を新たに候補地とする協議を行い承認されました。各種計画への掲載は令和7年度以降を予定しております。

事務局説明資料における質問・意見等は特にございません。以上です。

(吉岡会長)

はい、ありがとうございます。

続いて宮城県の発表になりますが、宮城県は資料5-2も資料としてご提示いただいている。この後ビデオの話もあるかと思われますが、あわせてお願ひいたします。

(宮城県 斎藤氏)

資料5-1にまとめていただいているものがあるため、そちらを見ていただくと分かりやすいかと思いますが、今年度は図上演習を3回、実地訓練1回の計4回実施いたしました。8月30日は人材育成事業を活用させていただき、10月の仮置場設置運営訓練は東北地方環境事務所と共に催をさせていただきました。

今年度実地訓練は初めての取り組みということで、わからないことが多い多かったんですけども、環境事務所のご助言・ご協力をいただきまして、大変有意義な訓練となりました。どうもありがとうございます。

こちらの実地訓練につきましては、ちょうどNHKの「明日を守るナビ」という番組の中で取り上げられまして、12月1日(日)に放送されております。昨日確認したところ、仮置場実地訓練について3分程度にまとめられた動画が上がっておりましたので、もしよろしければそちらをご覧いただければと思います。

またこの協議会とセミナーの間に動画を流していただくという話を聞いておりますので、是非そちらもご覧いただければと思います。

今年度残りは災害廃棄物の処理計画の見直しをかけておりまして、最終調整をしているところでございます。取り組みについては以上になります。

質問につきましては山形県の発表の方でお聞きしたいことがございます。2番目の対応の振り返り(2)の円滑に対応できた点③番のところですけれども、家電製品協会の仮置場での持ち込み可否判断のサポート調整とご発言されたのですが、その具体的な中身を教えていただければと思います。以上です。

(仙台市 向井氏)

仙台市でございます。今宮城県から発表がございました実地訓練に本市職員も参加させていただきました。

今年度の取り組みといたしまして改めてご説明させていただきます。能登半島地震関係では、昨年度に引き続き職員派遣を行っておりまして、公費解体では輪島市の方に3月から4月まで連続で6次にわたり延べ12人を現地調査・事務支援のため職員を派遣したほか、環境省人材バンク登録者を4月下旬から5月上旬に穴水町に、受付窓口運営に対して助言支援ということで派遣をしてございます。

また8月には輪島市に4次にわたり延べ8名を派遣して、受付業務支援を行っているというところでございます。

公費解体以外の部分につきましては、8月下旬に人材バンク登録者が石川県庁にて災害廃棄物の広域処理体制の構築業務に従事をさせていただいてございます。

これらの派遣状況につきましては、経験の継承、情報の共有ということで、府内での報告会はもとより、昨日開催されました県・産資協の仙台支部研修会におきましても、仮置場の設置運営を含めた情報の共有を行っているというところでございます。

今お話をさせていただいた県・産資協との研修会ということとは別に、定期的に建設業協会、解体協、あとは産資協と実施しております、災害廃棄物処理に関する意見交換会を年1回開催しております、今年度は7月に開催をしております。昨年度本市が実施いたしました秋田市、あとはいわき市、能登への災害廃棄物処理支援の活動について情報を共有したというところでございます。

これら以外につきましては、先ほどお話をあった7月に発生した豪雨で被災家屋の公費解体に関わる解体工事体制の構築ということで、山形県鮭川村の方に人材バンク登録者の方を派遣しているという状況でございます。これら派遣を中心に今年度活動しているところではございますけれども、東日本大震災での職員の経験を他都市支援において活用するということで、いわゆる即戦力となる職員を派遣することで現地の復旧復興が迅速に進むようにということで支援をしているわけでございますけれども、時間が経って人事異動等によりノウハウを持つ職員が環境行政から離れているという現状がございます。実際に山形県鮭川村に派遣した職員は建設局という事で、具体的には公園業務に今は移っているような職員を急遽派遣したという状況がございます。

災害対応の未経験者の派遣が現地に入るとミスマッチにならないかという点は、注意しなければいけないと思いますけれども、人材育成・継承などの対応ということで、やはり未経験の職員も現地に派遣をするなどそういったノウハウを身につける術、これは机上訓練だけでは難しい面もあるかと思いますので、そういった点を今後はより検討していく必要があると考えているところでございます。以上が本市の取り組みでございます。

1点今回の議題に関する質問というか確認ですが、運営マニュアル資料6-2のところで12ページで、派遣要件のところの派遣形態のところの記載ですが、支援チームとしてはノウハウを持った人材バンク登録の市町村職員もこのチームのメンバーに入るようになってるのですが、この派遣形態に関してはあくまで環境省の職員の派遣形態に限定した記載になっているという理解でよろしいかどうかだけ、確認をさせてください。以上でございます。

(亘理町 清野氏)

亘理町の清野と申します。令和6年度中の取り組み結果でございますが、宮城県の研修に参加させていただいたんですが、まず基礎自治体からの意見としてお話しさせていただければと思います。

亘理町というところは、東北6県の方がご存じないかと思うんですけども、宮城県の南の方にございまして、面積73.73キロ平方メートルぐらい、人口3万人ぐらい、一般会計予算170億ぐらいのいわゆる田舎の街なんですけども、私が経験した令和3年の福島県沖地震と令和4年の福島県沖地震を体験して、そのまま担当として災害廃棄物の処理も行ったことがございます。対策として令和6年3月に災害廃棄物処理計画を策定しました。また、環境省と宮城県と一緒にやっていた仮置場の実地訓練に参加させていただきました。

基礎自治体として感じたことは他の自治体と違いまして、例えば町内に一般廃棄物処理施設がなかったり、そもそも予算が少ないというところもありまして、他の自治体のようなケースの取り組みができない、宮城県と相談して業務に当たるということが多い。

また、今までブロック協議会とかでも話を聞いて感じたことと、あとその実地訓練の方で改めて感じたこととしては、基礎自治体は町民との距離がとても近いんですね、例えば何かする時にも担当外でも昔何々やったから分かるでしょっていった形で町民の方から接してもらったり、とても町民と行政との距離が近くて何かあると一緒に助け合ってという自治体などころもございまして、去年の計画も元にしたのと今年の仮置場の実地訓練に参加させていただいた中で、日環センターの方のお話にもあったんですが、災害時やはり寄り添うことが大事というお話がありまして、改めてハッとしたなという印象を受け、被災した住民の方職員もそうなんですけども、やっぱりメンタル的に不安定になられる方が非常に多くて、当然職員も基礎自治体だとその自治体に住んでるって職員も多く、自身も被災した中で対応に当たることが多いものですが、その中で職員のメンタルとあと住民のメンタルをそれぞれ大事にしながら、円滑に問題なく住民の方にまず寄り添って災害廃棄物の処理を今後も実行できていけたらいい、今後の災害廃棄物処理計画の中にも活かしたいと思いました。協議会に対しての意見は特にございません。発言は以上になります。

(吉岡会長)

ありがとうございました。

これからまだ自治体続きますが、自治体の終わった後に先ほど認められました各県の産資協の方々にもご発言をいただこうと思いますのでよろしくお願ひします。また、最後大河原先生にもご発言いただきたいと思います。

(秋田県 石田氏)

本県の今年度の災害廃棄物の事業内容ですけれども、詳しくは資料の5-1のとおりとなります、県で独自に仮置場の設置訓練を実施しております、9月から10月に2箇所で研修を行っております。

あと県の災害廃棄物の処理計画の見直しも今年度進めておりまして、年度中に改訂を終了する見込みで動いております。あと協議会の資料に関しては特に意見等はございません。以上になります。

(潟上市 伊藤氏)

今回の大規模災害発生後に出る災害廃棄物の処理の困難さや対応についての貴重なご意見、とても参考になりました。取り組みでございますけれども、本年度の取り組みとして本市としては独自に取り組みの計画は行っておりませんでしたが、このような会議やセミナー、あと秋田県が主催をする人材育成事業とか研修会等に参加しまして、災害時における対応策や取り組みなどについて情報共有を図ることができました。

県で仮置場の訓練をやったんですけど、その時一番感じたのがやはり近隣市町村の担当者の顔見せができたので、もし災害になった時に連携ができるなというような感じを受けました。

また計画につきましては作成をしておりますが、より実効性ある計画となるよう見直しを図りたいと思っています。また、災害発生時に初動対応が大変重要になると思いますので、行動マニュアルの見直しについても今後検討したいと思います。以上です。

(吉岡会長)

はい、ありがとうございます。

続いて山形県になりますが、ご質問もいただいているので 最後にコメント・ご質問とあと回答を合わせてしていただくということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、山形市よりお願ひいたします。

(山形市 東海林氏)

山形市ごみ減量推進課東海林と申します。よろしくお願ひします。

山形市の本年度の活動ですが、10月2日に行われました山形県独自の仮置場設置運営訓練の方に参加をさせていただきました。そして、その後オンラインによる仮置場設置訓練の振り返りとフォローアップ研修ということで、2回にわたって仮置場の実際の動き、あるいはその後の振り返り等々を勉強させていただくことができて、本当に有意義でございました。

それから、令和6年7月の梅雨前線による豪雨災害について、山形市から酒田市に仮置場の支援ということで職員を環境部から2名派遣させていただきまして、7日間仮置場でお手伝いをさせていただいております。

それから、同じく豪雨被害に関して、遊佐町から災害廃棄物の受け入れの要請が県の協定を通して行われまして、こちら山形市内の民間の最終処分場の方に埋め立てごみの受け入れということで、遊佐町から11月、12月とごみの受け入れをさせていただいているところでございます。

山形市の災害廃棄物の対策の取り組みとして計画はできているのですが、対応のマニュアルについて大規模だけでなく、水害等で局所的な災害が発生した場合の小規模な災害廃棄物

が発生したときのマニュアルについて考えていこうということで今動いているところでございますが、まだ完成に至っていない段階で検討中だという状況でございます。以上です。質問についてはございません。

(大石田町 斎藤氏)

大石田町では直接的な災害廃棄物の対策ではありませんが、最上川の洪水・浸水被害を想定したタイムラインを総務課・建設課・町づくり推進課、そして消防ということで作成し、7月初めに情報共有をしたところです。

こういったこともあります7月の25、26日の水害対応、9月の21、22、23日の水害対応というのは大きな被害もなく、無事やりきれたのではないかと思っているところです。

災害廃棄物の処理計画につきましては、今後仮置場の設置場所の見直しとか必要だと担当者として考えているところです。全体的な質問はありません。以上です。

(福島県 戸來氏)

福島県として取り組みは資料5-1にありますとおりですが、7月30日に1回目の研修、11月5日に2回目の研修を行っております。

1回目の研修ですが、実は災害廃棄物処理計画を策定できていない市町村のみを対象とした研修になっておりまして、策定されていない市町村が策定の助けになるかと思いまして、開催させていただいた研修となっております。

第2回目ですが、こちらワークショップ型の研修になっておりまして、仮置場設置の訓練演習の研修となっております。

先ほどの説明にありましたとおり、本県は東北の中でも令和5年3月末時点で46%ということで、最新の集計ですと今年度の3月末時点で56%まで、59市町村中33市町村が策定できたところです。現在、年度末でプラス2という事で35市町村を策定予定で、それでもまだ60%というところになっております。

福島県の目標としては令和7年度末までに100%にしたいという思いで、現在県と市町村の間で協力しながら取り組みを行っているところです。

質問ですけれども、先ほど資料4-2でお話があったとおり、補助金が令和6年度で終了ということでモデル事業が来年度行われるということですが、このモデル事業の市町村に対する説明会とかはありますでしょうか。というのも補助金の説明会は例年2月中旬頃行っていたと思うんですけども、こちらモデル事業も説明会とかやられる予定がありましたら教えていただきたいと思います。福島県からは以上です。

(福島市 後藤氏)

まず本年度の取り組み結果についてですが、福島県からも発言がありました災害廃棄物処理に係る人材育成研修会に職員が参加いたしまして、いろいろ勉強させていただきましたが、有事に備え日頃の準備が重要であることを改めて痛感いたしました。

また、昨年のブロック会議で情報提供させていただきました仮置場のリストアップ作業が

完了いたしました、仮置場の候補地を32箇所選定いたしました。

今後は定期的に候補地の見直しを図りながら運用していく予定となっております。事務局説明資料に対する意見・質問は特にございません。以上です。

(郡山市 柳沼氏)

当市は令和6年能登半島地震に伴う輪島市からの環境省の災害廃棄物処理支援制度、人材バンクを活用した支援要請に基づきまして、令和6年2月15日から23日まで職員2名を災害廃棄物処理に関する支援、主に公費解体等の業務を行うために輪島市に災害派遣を行ったところでございます。

当市は東日本大震災を始めとして様々な災害に見舞われ、その度に全国の自治体から応援職員の方々が支援に駆けつけてくださいました。この度当市が災害支援により多少なりとも被災者の方々の生活再建の手助けになることができたことは、その恩返しになるものと考えてございます。

次に今年度の取り組みについてですが、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、民間事業者との支援が欠かせません。このことから当市は今年度、大規模災害により一時的に大量に発生する建物解体に伴って発生するコンクリート類や廃プラスチック類などの廃棄物の処理に関して、民間処分事業者との協力を要請するための協定締結に向けた準備を、今進めているところでございます。

今年度当初は幸いにも大きな地震、豪雨等はございませんでしたが、災害対応につきましては今後も緊張感を持って対応する必要があるかと存じます。議題については特に意見等はございません。

(いわき市 西山氏)

令和5年度にいわき市で受けました台風災害に関しての対応が引き続き年度当初行われておりまして、その中で災害の際の初動対応について非常に問題になったので、いわき市の方でいろいろな災害初動をどう対応するべきかというところでいろいろ見直しを行ったところであります。

そこで問題になりましたのが、真ん中に⑨(いわき市画面共有資料)これまでの災害廃棄物への対応とあるかと思うんですが、今回の令和5年度の台風災害で我々いわき市の方では、計画に定められているもので3日以内の仮置場の開設、これを目標にして実際に達成することはできたのですが、その間に市民の方にごみは出さないでくださいと言っても、実際には近隣の公園とかにごみが集められてしまったということで、非常に大きな問題になったところであります。

このことから、市ではいくら市の職員とか今回の災害協定を結んでいただいている民間の事業者と連携してどんなに急いで仮置場を開設したとしても、市民の方もごみを出したいとなってしまったら、ごみは出てしまう、そういう認識を持ってこれらを放置しておくのは非常に問題と考えたところです。

そこで一番下段の情報部分になるんですけども、この1日目、2日目ここを行政で対応

するというのが非常に難しいので、ここを住民自身が判断して動けるような体制を作ろうというところで今年度動いて、実際取り組みが始まったところであります。

まず住民自身に1日目、2日目ごみを出す必要があるかどうかというところを判断していただきまして、住民自身に考えていただく。もし、早くごみ出しが必要な場合、そういった場合にはここを臨時の集積所にするとあらかじめ市に届けていただきおりまして、そこに災害廃棄物を集めてもらう。そうじやない場合には仮置場ができるまでは自宅保管というのを厳守してくださいというところをお願いするような内容になっております。

こちらの効果としては2つ、まずどこにごみが排出されるかということを市があらかじめ認識できる。

それから地域住民の方に実際災害が起った時に勝手にごみを出しちゃいけないんだという意識づけができる。

この2つの狙いを持って今回このような制度をいわき市の方で考えまして、地域住民の方と協力して災害が頻発化・激甚化する中で、行政だけで全てを対応するというのはもう困難だというところの結論から、こういった事業を展開していきまして今年度始まっております。

今後こういった取り組みを拡大していきまして、初動対応についてうまく立ち回れるように市では取り組んでいきたいと考えております。いわき市からは以上になります。質問等はございません。

(会津若松市 長谷川氏)

本市の今年度の活動というところで災害廃棄物処理計画に付随して、本市では初動対応手順に係る手順書を令和4年度に策定しております。この手順書の内容について特に仮置場の設置とし尿汲み取り体制の整備に係る部分を充実させたいというところで、関係団体と協議等を行っております。

発表に対する感想というところで、山形県の発表に対してですが、山形県の災害対応で訓練を行ったことで円滑に災害廃棄物仮置場の設置を行えたということで設置訓練の重要性を認識したところでございます。内容について参考にさせていただきたいと思っております。

災害廃棄物仮置場の候補地について山形県がおっしゃっていた課題と被るところがございまして、仮置場候補地について住宅に近いとか、それから候補地にフェンス等の工作物があるなど、実際の仮置場を設置する際の課題があるのかなというところがございましたので、実際の訓練の内容を参考にするとより課題が明確化するのではないかと感じたところでございます。議題等に関して質問等はございません。以上です。

(吉岡会長)

はい、ありがとうございます。それでは自治体の方からの質問等もありましたので、山形県からここで一旦ご回答も含めてご発言お願いしたいと思います。

(山形県 門脇氏)

まず山形県の取り組みについて説明させていただきます。

山形県での今年度の研修や訓練の対応については、資料5-1のとおりになっています。一部補足なんですが、仮置場設置運営訓練を10月2日にやってますが、山形県には村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域という4つの地域があり、一昨年が村山地域、去年が置賜地域ということで、まだ開催実績がない庄内地域で今年度は仮置場の設置訓練を行いました。

この中で民間団体との連携ということで、山形日産自動車販売株式会社から電気自動車をお借りして、仮置場でもしかしたら発電機を使うことがあるかもしれないということで、実際当日に電気自動車を使って発電できたらなと思ったんですけれども、雨が降ってしまってそれは実現しませんでした。

実際の災害の対応については、先ほどの発表のとおりですが、災害後の補助金の報告書の作成などで、どうしても町や村では職員の数が足りなかつたりしたので、県職員の方で何日か入って資料作成の手伝いを実施した。そうした中で、どうしても公費解体の積算がわからないという話もあったので、そこについては土木職とかではないんですが、少しでもわかる範囲で自分たちも勉強して、市町村からの質問や困りごとに答えられるように報告書の作成もフォローしたところです。

先ほど質問にあったことについて何点かお答えします。

青森市から、対応ポイントの要約や東北地方環境事務所との疑義照会・回答をまとめた資料を共有してほしいということだったんですけども、これについては検討して後ほどご連絡させていただければと思います。

宮城県からご質問ありました、浸水被害にあった家電4品目の指定引取場所への持ち込み可否の判断、このサポートを家電製品協会にお願いしたことについて、実際の具体的な内容ですが、指定引き取り場所に家電を持ち込むにあたって、環境省から結構通知がバンバン来る。その中で、自治体判断で指定引き取り場所に持ち込んでもいいというふうに書いてはあったので、実際自治体判断で持ち込んだところ、洗濯機の中に泥がついてるとか泥まみれだからこれは引き受けできませんと回答があって、実際受け取り拒否されたことが何度かありました。

自治体判断で持ち込んだにも関わらず引き取りを拒否されたので、どれが持ち込みできるもので、どれが持ち込みできないもののかっていうのを、家電製品協会に問い合わせをして、実際判断に迷われている自治体があるので、どういった判断をすればいいか現場で手伝っていただきたいと調整をして、来てもいいとはなりました。けれども、結局自治体側でやっぱりいらなかつたというか、この写真付きの資料を持って実際対応できたということだったので、来ていただくにはいたらなかつたんですけども、ただそういうサポートをしていただくということも実際にはできるようでした。以上です。

(吉岡会長)

はい、よろしいでしょうか。資料の提供についてはできるだけオープンにできるところを是非、今後のこともありますので、参考になるような情報はご提供いただけるように内部で調整いただければと思います。よろしくお願いいたします。続いて各県の産資協の方々からご発言をいただきたいと思いますが、まず青森県の産資協からお願いいたします。

(青森県産業資源循環協会 中嶋氏)

青森県の産業資源循環協会の中嶋です。今回からこのブロック協議会の方の構成員として初めて参加させていただきました。

皆さんからのお話を聞いていますとやはり行政、特に市町村との業界団体との連携もかなり必要だなと、平時からいろいろな訓練や、あとは協議・検討等が必要であるということを改めて認識させていただきました。今後とも何卒よろしくお願ひしたいと思います。

事務局に確認ですが、資料1-2の構成員名簿ですが、宮城県の産資協以外のところが全部調整中になっているんですね、これは今後当協会の会長がメンバーに入るのか、それとも事務方が入るのか。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

ただいまのご質問に回答いたします。構成員名簿にどなたを載せるかにつきましては、各産業資源循環協会のご判断で決めていただきたいと思います。

(青森県産業資源循環協会 中嶋氏)

この名簿をこの会議の時に構成員名簿として登録する時にアンケートが2枚きました。要は構成員名簿、それから出席する人の名簿の2枚が来て、その構成員名簿の中に当協会は会長の名前を入れているんですね。

(吉岡会長)

先ほど協議会の方で会議が始まる前の段階では、オブザーバーとして※印をつけていたところですが、先ほど委員会の方から正式にメンバーに入っていただくということをお認めいただいたとご理解いただいたので、今後は正式メンバーという形で登録をさせていただきたいと思います。その際にどなたのお名前を登録するかというのは各県の産資協の方々から情報をご提供いただくことで、これはまだ決定する前の資料ということなので、ご理解いただければと思います。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

これに関して補足があります。年度の変わりにいざれにしても人事異動がございますので、各県も含めて名簿の照会をいたします。その時にお答えいただければと思っております。お願ひいたします。

(岩手県産業資源循環協会 玉懸氏)

岩手の玉懸でございます。いつも支援ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

(宮城県産業資源循環協会 羽田氏)

宮城県産業資源循環協会の羽田でございます。当協会では、宮城県と災害廃棄物協定を結びまして、災害時には協力支援を行っております。今年度は、災害支援はございませんでした。先ほどお話が出ております環境省と宮城県の共催で昨年10月25日に実施されました災害廃棄物仮置場実地訓練に、資機材の提供あるいは運営補助としての協力を进行了。災害廃棄物図上演習等にも協定締結団体として参加をしているところでございます。

今後も災害時に迅速に協力できますよう、行政機関との連携を密にしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。事務局に対する質問は特にございません。以上です。

(山形県産業資源循環協会 三澤氏)

このたび、構成員に入れていただきましてありがとうございます。

私の方から先ほど山形県の担当の方から説明ありました、昨年7月からの大雨災害の対応について若干補足をさせていただきたいと思います。資料3-2 山形県対応の振り返りと課題でございますが、私どもの協会では県を介しまして3市町村の災害廃棄物の処理、協力要請を受けまして、対処をさせていただきました。

3市町村合わせて、取り扱いの数量としては焼却前の破碎処理などを含めると4,000トン以上でございます。まだ完了していない市町村がございますが、本来であれば当協会といたしまして、雪解け前に終わせたかったのですが、まだ完了していないのが現状です。

その遅れた最大の理由はやはり、災害廃棄物が法令上一般廃棄物に分類になるということでございます。先ほど亘理町のご発言もございましたが、一般廃棄物は原則当該市町村で処理するということでございますが、やはり人口規模・社会的規模・地理的条件などを含めて、単一市町村で全てを処理するというのは極めて困難だと思います。

私どもの今回の場合も、酒田市、遊佐町、鮎川村を対応させていただいたのですが、とにかくスピードアップ、迅速に処理するということで、県内のみならず、近隣、秋田県、青森県内に所在する事業所に私どもの会員ルートを使わせていただいて、そちらに搬入して処理を願ったという経過がございます。

その際、法令上、被災した市町村の区域を超えて処理するときには、持ち込む先の市町村と事前協議、法令上は事前通知でございますが、それを得なければならない。県内的一部市町村にあっては、その手続きが非常に時間を要しますと、県に対しては、例えば県内市町村であればその協議の事前通知の手続きを簡易にするかスピードを上げるといったことが必要ではないかということで対応の申し入れをしています。

今年度内の完了を目指して努力をしている状況です。以上でございます。

(福島県産業資源循環協会 星氏)

私はこの協会に来まして、令和元年の台風19号の被災からその後の福島県沖地震、令和5年台風ということで災害関係については当協会として、県及び被災自治体と連携しながら速やかに災害廃棄物の処理について取り組んできたところでございます。

その結果、被災する自治体については担当の方が変わることもございますけれども、

当協会としてはこれまでの経験を生かしながら被災した自治体と協力しながら処理を進めているという状況にございます。

令和元年の時から福島県一般廃棄物課とは定期的に連絡を取っておりまして、令和6年度も大きな災害はなかったですけれども定期的に情報交換しているという状況でございます。やはり日頃から連絡・情報交換が大切と思っております。今後は被災した自治体だけでなく、他の自治体とも連携を密にしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、本県においては実際に災害廃棄物が発生することが経験上多いことがありまして、また、会津においてはあまり災害ないという事もございますので、県に要望していることは実地訓練を速やかにやってもらいたいと要望をしております。

現在は災害処理計画の作成・指導をされているということで、そちらを優先だということで令和8年度に予定しているということなので、そちらについて当協会としては期待しているところでございます。以上でございます。

(吉岡会長)

はい、ありがとうございます。それとあとオブザーバーに国交省の東北地方整備局の方が入っておりますが、もし何かご発言することがございましたら挙手機能でご連絡いただければ、こちらの方で対応させていただきたいと思います。

それではいくつかご質問等もいただいておりますので、事務局の方から合わせてご回答の方をお願いいたします。

(東北地方環境事務所 菅原課長補佐)

東北地方環境事務所の菅原でございます。まず盛岡市から、令和7年度の行事について、旅費の関係もあるのでできるだけ11月頃まで情報が欲しいというような要望がありました。これにつきましては、私どももできるだけ早めに時期等についてご提示できるように努力したいと思います。

青森県と福島県の共通の質問だと思いますが、資料7-1の最後のところで紹介をいたしました災害廃棄物処理計画策定・改訂支援業務でございます。実は私どもも東北管内の市町村でこの事業のニーズがあるか今把握しておりませんので、今後おそらく県を通じて希望する市町村があるかどうか、また希望する市町村があつたら教えてほしいというような照会をすることになると思いますので、それまでの間に関心のある市町村をピックアップしていただければと思います。それによって市町村の数にどれだけ事業で対応できるのか、あるいは福島県がモデル事業の説明会をしてほしいというようなご要望もございましたので、ニーズを把握した上で検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

私からは仙台市からいただいたご質問にお答えしたいと思います。資料6-2 チーム運営マニュアルの12ページ派遣形態について、環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いにより派遣できることについてご質問がございました。

この書きぶりは自治体職員というのを想定してまして、より詳細につきましては同じ資料7ページ（3）支援チームへの派遣にかかる経費等の取り扱いというところにございます。基本的に県また市町村に出していただいて、かかった費用については、③にありますけど、特別交付税措置などで戻していただくといったスキームを考えているものでございます。私からは以上です。

（吉岡会長）

はい、よろしいでしょうか。大体お答えいただいたところだと思いますが、私の方から2点。

いわき市からいわゆる災害直後の勝手仮置場の話。これについてどうするのかというところなんですが、一応計画では勝手仮置場にならないように、事前に仮置場をどうするのかを計画の中に盛り込んでほしいという中で、事前に仮置場の候補地をオープンにするかどうかというような問題もなかなか難しいかと思います。

ただ一方で、やっぱりそこを想定して、行政側では災害が起こってから仮置場を決めるというのではなくて、事前の計画の中で仮置場をどうするのかを盛り込んだ上で、住民への周知ということは必要なのかなと思いますので、改めてその辺については事務所の方からもいろいろとやり取りをしていただければと思います。

次に山形県で具体的な事例として、泥のついた家電をどうするんだというところ、これは個別の対応が難しくて、場合によっては国全体として災害廃棄物の処理との関係も当然出てくると思いますので、これはできれば今度本省で行われる災害廃棄物検討会というのがありますので、是非東北ブロックからの具体的な事例と課題点ということで、通常泥が入ってきていないものを急遽同じような形でどこまで対応できるのかを検討の中に入れていただくようなことをリクエストしていただくことは必要ではないかと思います。

平時の制度を上手に利用するというのは、災害時の特異的な性状というものがありますから、それに対する対応が今後課題になってくるだろうということは東北からのメッセージとして出していただければと思います。

質問にもお答えいただいたところだと思います。

全体を通じまして、まず大河原先生の方から何か一言ありますでしょうか。

（岩手大学 大河原氏）

今までの協議会は官学のみでしたが、改めて産資協が加わるという事で、世の中は産官学で動きますので産資協の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

（吉岡会長）

はい、ありがとうございます。こちらの方で用意した議題はすべてになりますが、皆さんから特にございますでしょうか。

（山形県産業資源循環協会 三澤氏）

私の方から、先ほどお話をいただきました、家電のリサイクルの件でフォローをさせていただきます。

私ども協会が受託した仮置場の処理についても、やっぱり家電リサイクルをどうするかと課題がございました。そして県から発表ございましたけれども、サポートを県の方で調整していただいたということも私の協会で承知しておりました。具体的に被災市町村と話をして、サポートを頼もうかという話になつたのですが、実態を申し上げますと、来るから仮置場の廃家電をきれいに並べておいてくれと、冷蔵庫なんかはスムーズにドアが開くように並べ直しておいてくれとそんなことを言われたわけです。それではとても対応できないということでお断りをした。そういう経過がございます。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

こちらの方で用意した議題はすべてになりますので、マイクを事務局にお返しいたします。

(JESC 堀内)

吉岡先生、大変ありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年度第2回災害廃棄物対策東北ブロック協議会を閉会いたします。ご参加いただきました皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。

この後のことについてお伝えしたいと思いますが、セミナーを予定では15時からという予定でおりましたが、若干時間が押しましたので5分後倒しして、15時5分から開始ということにさせていただきたいと思います。

オンライン参加の方々はこのまま同じオンラインの場所で行いますので、そのままお待ちいただければ結構でございます。なおセミナー開始までのほんの短い時間とはなりますが、先ほどご説明した仮置場実地訓練の動画の一部を上映いたしますので、ご関心ある方はご覧いただければと思います。大変ありがとうございました。